多 度 津 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和７年１月１７日午前８時５９分より午前９時４５分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場２階大会議室において開催した。

その状況は次のとおり

議案第１号　　農地法第１８条第６項の規定による通知及び使用貸借解約通知について

議案第２号　　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第３号　　農地法第５条第１項の規定による許可申請について

議案第４号　　旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第５号　　非農地証明願について

報告　　その他

出　　席　　状　　況

出　席　委　員

農業委員（１３名）

議　　長	大　西　和　芳
職務代理者（2番）	三　野　敏　彦
職務代理者（3番）	土　田　敏　雄
４番委員	西　山　正　美
６番委員	池　田　一　普
７番委員	細　川　清　二
８番委員	山　地　　文
９番委員	池　内　利　行
１０番委員	河　井　弘　司
１１番委員	秋　山　義　充
１２番委員	伊　達　和　博
１３番委員	宮　武　良　充
１４番委員	横　關　幹　夫

農地利用最適化推進委員（７名）

１番委員	北　岡　康　民
２番委員	大　谷　泰　則
３番委員	眞　鍋　憲　明
４番委員	篠　原　壽　雄
５番委員	眞　鍋　昌　造
７番委員	高　島　和　秋
８番委員	村　井　文　数

欠　席　委　員

農業委員（１名）	５番委員	矢　野　和　幸
農地利用最適化推進委員（１名）	６番委員	島　田　和　博

農業委員会事務局職員

事務局長	海田　康弘
農地係長	亀井　　康
主　　事	炭井　　眸

審　議　内　容

事務局長　　それでは、おはようございます。

本日は、新年最初の農業委員会定例会ですので、開会に先立ちまして、副町長よりご挨拶を申し上げます。

副町長　　皆さん、おはようございます。また、改めまして、明けましておめでとうございます。

（副町長挨拶）

事務局長　　ありがとうございました。

続きまして、産業課長よりご挨拶を申し上げます。

産業課長　　皆様おはようございます。

（課長挨拶）

事務局長　　ありがとうございました。

それでは、副町長と産業課長は公務のため、ここで退席をさせていただきます。ご挨拶いただき、ありがとうございました。

（副町長・課長退席）

それでは改めまして、ただいまから多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

初めに、大西会長よりご挨拶を申し上げます。

（会長挨拶）

事務局長　　ありがとうございました。

続きまして、本日の出欠状況についてですが、矢野委員さん、島田委員さんが所用のため欠席との連絡がありましたので、ご報告をいたします。

本日は、農業委員１４名中１３名が出席していますので、多度津町農業委員会会議規則第６条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第４条に、会長は議長となり議事を整理することになっていますので、大西会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長　　ありがとうございました。

それでは、早速でございますけども進行させていただきたいと思います。

いつもどおり、最初に本日の署名委員さんを私のほうから指名させていただきたいと思います。

１２番の伊達委員さん、それから１３番の宮武委員さん、よろしくお願いいたしたいと思います。

続きまして、昨日の小委員会の報告を大谷委員さんのほうからよろしくお願いいたしたいと思います。

大谷推進委員　　昨日、小委員会を開きまして、現地確認とか、今回はちょっと高見のほうの島があるんで、現地のほうにはなかなか行くことが難しかったんですが、事務局のほうが現地のほうへ行ってくれたみたいなんで、そこで収集した情報とか写真を撮ってきてくれてるので、そういうものとか、場所はどこら辺にあるんかというような位置図、そういったものを参考にして協議をしました。

現地確認につきましては、第２号議案の番号１と、それから第３号議案の番号１、これ番号１につきましては、第２号議案の番号１にちょっと重なるんですけど、同じ物件になるんですが、それと番号２、番号３ということで現地確認をいたしまして、現地で説明を受けて見てきたんですが、特に問題のあるようなところはありませんでした。

高見のほうにつきましては、先ほど申しましたように、事務局のほうで見ていただいて、状況とか、それから写真とか、いろんな資料を見せていただきまして、協議をした結果、特に問題のあることはなかったように思います。

以上でございます。

議長　　ありがとうございました。

ただいま昨日の小委員会のご報告をいただきましたけども、これについて何かご質問等ございましたらお願いします。

ございませんか。

（なし　の声あり）

ないようですので、それでは議案の審議を行いたいと思います。

最初に、議案第１号　農地法第１８条第６項の規定による通知及び

使用貸借解約通知についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局　議案第１号をご覧ください。

【議案第１号番号１番から番号４番について、議案書を基に朗読】

以上です。

議長　ありがとうございました。

ただいま議案第１号の説明をいただきましたけども、これについて何かご意見、ご質問ありましたらよろしくお願いします。

特にございませんか。

（なし　の声あり）

ないようですので、議案第１号につきましては報告案件ということですので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局　議案第２号の説明の前に、議案第２号の番号２番について、先ほどご説明があったように高見島での申請のため、昨日の小委員会で現地の確認はできておりません。ただ、農地法関係事務に係る処理基準についてというものの中に、農業委員会は許可の判断をするに当たって、人工衛星もしくは無人航空機の利用、その他の手段により得られる動画もしくは画像を活用することなどによる調査または現地調査を行うこととするとありますので、昨日、現場の写真と位置の写真を見て確認をいただいてます。番号２番の際に、後ほど写真と併せてご説明をいたします。

それでは、議案第２号をご覧ください。

【議案第２号番号１番から番号２番について、議案書を基に朗読】

補足といたしまして、譲渡し理由は農業停止、譲受け理由は自家消費のための農地取得です。

本日、お配りしております高見島のこちらの位置図をご覧ください。

こちら３条申請の番号２番の位置についてですが、右端にある議案第２号２番農地法３条申請と書かれているところが、今回の申請の場所になります。

次のページにかけて、現在の様子を事務局３名で現地の様子を見てきた際の様子を載せております。

こちら番号２番についての申請理由なんですけれども、譲渡し人と譲受人はご兄弟になりまして、譲渡し人が相続によって高見のこちらの土地を所有権移転で取得したんですけれども、譲渡し人がもう高齢で県外に在住しておりますので、高見に住まわれている弟さんに所有権移転贈与をされる。こちらの農地につきましても、今現在も弟さん、譲受人が管理をされている。今後も管理をして、作付をしていくということで、こちらの所有権移転の申請が上がってきたものです。

以上、２件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も自宅から近く問題がないことから、農地法第３条第２項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長　　ありがとうございました。

ただいま議案第２号の説明をいただきましたけど、２番については初めてこういった形での、先ほど説明がありましたように、写真等々での確認でええということを確認しておりますんで、それらを含めまして議案第２号につきまして何かご意見、ご質問がありましたらよろしくお願いします。

特にございませんか。

（なし　の声あり）

ないようですので、それでは議案第２号につきまして承認することにご異議ございませんか。

（異議なし　の声あり）

ありがとうございました。異議なしということで、議案第２号を承認といたします。

続きまして、議案第３号　農地法第５条第１項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局　　議案第３号をご覧ください。

【議案第３号番号１番から番号３番について、議案書を基に朗読】

以上、今回申請のありました３件の申請地は、周辺が既に宅地化されており、集団農地を分断するものではないこと、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、３件の転用申請のうち、番号１番、番号３番につきましては、転用面積が１，０００平米未満並びに転用面積が駐車場であるため、町建設課の開発許可の協議には該当いたしません。

番号２番の事案につきましては、転用面積が１，０００平米以上となるため、町建設課の開発許可の協議案件となります。

以上です。

議長　　ありがとうございました。

ただいま議案第３号の説明をいただきましたけども、これについての何かご意見、ご質問ありましたらよろしくお願いします。

どうぞ。

６番委員　　２番の転用面積やけど、議案第１号で１，４１４平米だったじゃないですか。それで、その一部が住宅平家と転用。

事務局　　番号２番の庄の９５７番なんですけれども、こちら解約するときは１枚の９５７番で１，４１４平米の農地を機構さんが借りていて、その後転用のために９５７番の１と３に分筆しまして、今回転用になっているのが３番のほうになります。

１３番委員　　分かりました。

議長　　よろしいですか、ほかにございませんか。

（なし　の声あり）

ほかにないようですので、それでは議案第３号につきまして承認することにご異議ございませんか。

（異議なし　の声あり）

ありがとうございました。異議なしということで、議案第３号を承認といたします。

続きまして、議案第４号　旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局　　議案第４号をご覧ください。

【議案第４号番号１番から番号５番について、議案書を基に朗読】

以上の計画要請の内容は、旧経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。また、農業委員会の承認を得ますと、１月２１日より公告縦覧となります。

以上です。

議長　　ありがとうございました。

ただいま議案第４号の説明をいただきましたけども、これについてのご意見、ご質問ありましたらよろしくお願いします。

特にございませんか。

（なし　の声あり）

ないようですので、議案第４号につきまして承認することにご異議ございませんか。

（異議なし　の声あり）

ありがとうございました。異議なしということで、議案第４号を承認といたします。

続きまして、議案第５号　非農地証明願についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局　　議案第５号を説明の前に、こちらのほうも島嶼部で、昨日の小委員会では現地のほうに出向いて確認のほうはできておりませんが、香川県のほうに、こちらのほうは農地法の適用以外の農業委員会のどちらかというとサービス業務になろうかと思うんですけど、現地等の確認が難しい場合、航空写真等を利用して、また今回であれば事務局のほうが現地のほうを確認していると言うことで、委員の皆様には、ちょっと見づらいんですけど航空写真等でご確認いただいて、非農地判断をしても問題ありませんと香川県から回答をいただいておりますので、説明の前にご報告させていただきます。

それでは、議案第５号をご覧ください。

【議案第５号番号１番について、議案書を基に朗読】

補足といたしまして、従来非農地証明については受付を農業委員３人以上と事務局職員より現地調査を行い、申請内容と現地が合致しているか、地目変更をさせることに農地法上問題はないかなどの調査を行うこととなっておりますが、今回上程させていただきました農地については島嶼部であること、申請地及び周辺農地も山林化しておりアクセスが困難であること。また、境界も不明確で調査が困難であると判断されることから、可能な範囲で事務局が現地調査並びに地元の方への聞き取りを実施いたしたものです。確認が難しい案件となりますが、航空写真等でのご確認をいただきたく、委員の皆様のお手元に別紙資料、こちらの位置図とこの後ろに位置図に番号を打たせていただいてます。この後ろに航空写真、番号とその地番を振らせていただい

てます。ちょっと、確認しづらいですが、お配りしておりますのでご確認をお願いいたします。

なお、香川県に確認いたしましたところ、非農地証明においても非農地判断業務同様、航空写真などで証明を行うことに問題はないとの回答をいただいており、地目変更の最終判断は法務局が行うことを確認しております。

以上です。

議長　　ありがとうございました。

今、議案第５号の説明をいただきましたけども、説明ありましたように異例というか、初めての内容の審議になろうかと思いますけども、写真等をご覧いただきまして、ご意見、ご質問がありましたらよろしくお願いします。

ちょっと、たくさん筆数があるんで、しばらくお時間取ります。写真を確認していただけたらと思います。

大体見終わったでしょうか。見ていただいたということで、再度何かご意見、ご質問がありましたらお受けしたいと思いますけども、特にございませんか。

（なし　の声あり）

ないようですので、それでは議案第５号につきまして承認することにご異議ございませんか。

（異議なし　の声あり）

ありがとうございました。異議なしということで、議案第５号を承認することといたします。ありがとうございました。

以上で議案のほうは終わりでございますので、続きましてその他の報告について事務局よりお願いします。

事務局長　　事務局より４点ご報告させていただきます。

１点目は、来月分の農地機構貸借案件について。２点目は、農地転用集計表について。３点目は、香川県農地最適利用推進大会について。４点目は、令和７年度農業委員会定例会開催予定についてです。

初めに、１点目、来月分の農地機構貸借案件について報告をお願いします。

事務局　　Ａ４横の農地中間管理事業対象農用地等総括表の資料をご覧ください。

こちらに記載されております貸借案は、１月２８日より１週間、農地機構のホームページにて掲載されます。ご確認をよろしくお願いい

たします。

また、今月のこちらの報告で集積計画、一括方式の予定の報告が最後になりますが、来月からはその次の月の定例会で議案に上がる予定の農用地利用集積等促進計画案を委員の皆様にお伝えする予定となっています。

以上です。

事務局長　　続いて２点目、農地転用集計表について報告をお願いします。

事務局　　お手元にお配りしております令和６年度農地転用処理集計表と令和７年１月受付事案集計表をご覧ください。

今月の農地転用受付件数は、農地法第４条申請がゼロ件、農地法第５条申請が３件の受付を行いました。内訳といたしましては、第２種農地が２件、第３種農地が１件となっております。

令和７年１月受付分までの農地法第４条、第５条の累計といたしまして、農地法第４条申請が２件、農地法第５条申請が１７件の合計１９件、合計転用面積が２万３，４８５平米となります。内訳といたしまして、第２種農地が８件、面積が５，７６９平米、第３種農地が１１件、面積が１万７，７１６平米となっております。

以上です。

事務局長　　３点目、香川県農地最適利用推進大会について報告をお願いします。

事務局　　お手元に、今後開催される予定の推進大会を含めた３つの会についてのご案内をお配りしております。順番に説明と必要に応じて出欠を取りたいと思います。

１つ目は、定例会の案内と一緒に送付しておりました香川県農地最適利用推進大会についてです。

１月２３日木曜日、高松の国分寺ホールにて行われ、受付が１３時からの開始となっております。今後の農地の最適利用について、地域計画と絡めた講演や事例発表を行う予定です。当日は、現地集合でお願いしておりますが、主催者である県担当者より、駐車場に限りがあるため、できるだけ参加される委員の皆様におかれましては、乗り合わせでお越しいただきたいとのお願いがありました。町の農業委員会のほうから、いつも小委員会で使っているハイエースを一応借りておりますので、７人は一緒に乗っていけるんですけれども、今から出欠を取りますので、それと併せて車を出していただける委員の方がいらっしゃいましたら、ちょっと一緒に教えていただけたらと思うんです

けれども、こちら１月２３日に行われる推進大会に参加される方は挙手をお願いします。参加する方。２名で。ちょっと２名の委員さん、恐縮なんですが早めにお昼を食べてきていただいて、１２時頃に役場から出発できたらと考えておりますので、１２時に産業課のほうまでお越しいただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

続いて２枚目ですが、２つ目も定例会の案内と一緒に送付しておりましたが、第３４回香川県農業経営者研究交流会についてです。

認定農業者等の農業者を対象に、研修や相互検査を行います。２月１７日月曜日午後２時３０分から高松市のホテルパールガーデンで開催されます。１４時半から１７時１５分まで講演会と情報提供が行われ、１７時３０分からは意見交換会が行われる予定です。講演会と情報提供については、参加費はかかりませんが、意見交換会については参加費が４，０００円必要だそうです。こちらの会に参加を希望される方は、本日定例会終了後、または１月３１日までに事務局までお知らせください。

３つ目は、令和６年度経営発展支援セミナーについてです。

２月１０日月曜日１３時３０分から高松市のサンメッセ香川にて労務管理についての経営改善研修会や社会保険労務士の先生との個人面談等を受けることができます。参加を希望される方は、裏面に必要事項を記載の上、１月３１日までにご自身でお申込みいただくか、事務局までお知らせください。

以上です。

事務局長　　４点目、令和７年度農業委員会定例会開催予定について報告をお願いします。

事務局　　お手元に、令和７年度の農業委員会定例会の開催予定をお配りしております。ご確認いただき、ご出席いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

事務局長　　事務局からは以上になります。

議長　　ありがとうございました。

事務局長　　その他報告で、島嶼部の農地の現状についてというＡ４、１枚の用紙をお配りしてます。これについては、高見島、佐柳島の農地の筆数と面積、それとそのうちの再生利用が困難な農地ということで筆数、面積のほうをお示ししたものになります。一応、参考資料として、今回島嶼部の非農地という証明願が出てきた関係で、面積等について参

考資料としてお渡ししておりますので、またお目通しのほうよろしくお願いいたします。

議長　　ありがとうございました。

今、島嶼部のほうを事務局から説明いただきましたけども、実を言うと昨日の小委員会のところで、今日議案に出ております高見の非農地証明願の案件があったんで、ご存じの方もおるかと思いますけども、私も勉強不足で、島のほうの農地がどういう状況になっとるかというのを具体的に分かってないんで、何か調べてくれんかということでお願いして、今日急遽今説明した資料を出していただいたというような格好になってます。

これを見ると、農地も相当ありますけど、そのほとんどが再生利用が困難な農地というのを、私も今見て、ここまでなっとるんかなというのを改めて知ったわけですけども、今後島のほうからも非農地証明願なり、先月、先々月のところでも話も出ておりました非農地判断というのも県のほうからもだんだんと言われてきておるというふうな状況にもありますんで、ひとつこういう状況になっとんだというふうなことを頭に入れとっていただけたらと思います。

すいません、余談になりましたけど報告しておきます。

以上で報告も含めて本日の予定しております全ての内容が終わったわけでございますけども、全体にわたりまして何かご質問等ありましたらお受けしたいと思います。

特にございませんか。

（なし　の声あり）

ないようですので、それでは最後に来月の予定について事務局のほうからお願いします。

事務局長　　引き続き、来月の予定についてご報告いたします。

２月の小委員会は、１９日水曜日の午前９時から２階大会議室で行います。当番委員は１１番秋山委員、推進委員は３番眞鍋委員にお願いしたいと思います。

定例会は、２０日木曜日の午前９時から２階大会議室で行います。署名委員は１４番横關委員、４番西山委員、５番矢野委員のうち２名の方にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上になります。

議長　　ありがとうございました。

ということで、最後にもう一度、全体にわたりまして何かありまし

たらよろしくお願いします。

特にございませんか。

（なし　の声あり）

ないようですので、それでは１月の定例会をこれで終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。お疲れでございました。

以上で、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明します。

議　　長　　……

署名委員　　……

署名委員　　……

事務局長　　……

書　　記　　……

書　　記　　……